

1 検数料金

平成9年3月24日認可

平成9年4月1日実施

I 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1トンにつき 単位 円)

品 目		一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実入	95.80	92.50	88.30
	空	91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車		135.70	115.30	101.90
袋物・バール物		180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品		375.60	293.10	266.80
木 材	水落しのもの 岸壁揚のもの	南洋材	97.10	92.70
		その他材	164.70	140.00
鋼管(口径12インチ以上) 鉄鋼コイル		135.70	115.30	101.90
一般鋼材 (工事専用岸壁扱いのもの)		228.10	178.00	162.20
専門船 揚積貨物	コンテナ	実入	62.70	56.10
		空	59.80	53.50
	ノックダウン自動車 パルプ	95.50 124.00	86.50 112.80	78.60 101.30
一般雑貨		267.50	208.60	190.10

(注) 1 一類港、二類港及びその他の港湾は、別記のとおりです。

2 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3 コンテナ詰めまたはコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき 単位 円)

貨物・バール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬期作業	下記(注)の港湾において、 12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の 3割増

(注) 冬期作業割増が適用される港湾は次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港、及び境港とします。

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について、基本料金の5%に相当する額を当該引受けに係る請求額から割引けます。

- (1) 3ヶ月以上の長期契約があること
- (2) 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受けがあること
- (3) 1回あたりの取扱量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

品 目	一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8時30分から16時30分まで)	4,557	3,555	3,235
半夜 (16時30分から21時30分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分)以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち、または天候、あるいは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

品 目	一類港	二類港	その他の港湾
昼間(8時30分から16時30分まで)	36,150	28,200	25,660
半夜(16時30分から21時30分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

①昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

②半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止または少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料

撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき 単位 円)

品 目	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

7 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 40銭
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 30銭

8 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10 その他

- (1) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物・海難貨物等)、雨天・雪天時作業及び特殊作業(海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等)の場合は、料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申受けます。
- (3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立会い作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ポートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣習によります。

別記

一類港	鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港、博多港
二類港	稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港、那覇港
その他の港湾	上記一類港及び二類港以外の港湾